

高松市立円座小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成31年4月改訂

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より抜粋）

2 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、学校における最重要課題の一つである。

1に示した「いじめの定義」の下、「いじめは絶対許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうる」との基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、以下のような考え方で対応に努める。

- ・ いじめは、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要である。
- ・ いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- ・ いじめを認知した場合は、特定の教職員が抱え込まず、学校が一体となり組織的に対応する。
- ・ 学校の評価を行う際に、いじめの未然防止や早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行い、その改善に努める。
- ・ いじめが「解消している」状態とは、やんでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していることや解消の判断時点で、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこととする。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

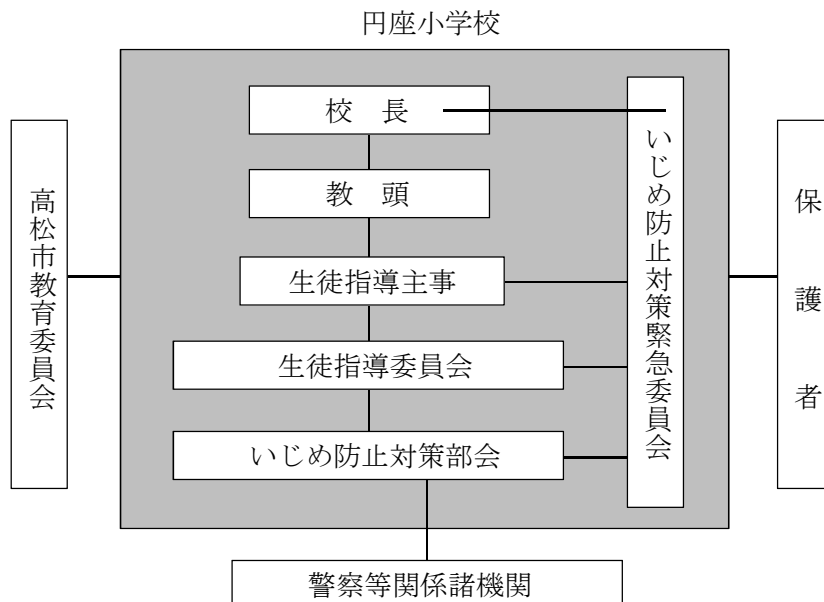
全教職員からなる、いじめ防止等の対策のための「生徒指導委員会」を設置し、定期的に委員会を開催する。必要に応じて、スクールカウンセラー等も参加して開催する。

(2) いじめ防止対策緊急委員会

個々のいじめに対して、校長、教頭、生徒指導主事、関係学級担任、関係学年主任、教育相談担当教員、養護教諭等による「いじめ防止対策緊急委員会」を開催し、実態把握及び具体的な対応策の立案等に当たる。必要に応じて、スクールカウンセラー等も参加して開催する。

(3) 職員会議におけるいじめ防止対策部会

毎月の職員会議においては、全教職員で、いじめ等で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る「いじめ防止対策部会」を開催する。また、その部会では、いじめへの対応に係る指導力向上を図るための研修も推進する。



4 いじめの未然防止のための取組

(1) 学級経営及び学習指導の充実

- ・ 「心のアンケート」や「ASSESS」などを活用して児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や満足感をもてる授業の実践に努める。また、ペア・グループや全体交流の中で児童を認める場を設定し、自尊感情の育成を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業を通して、児童の豊かな情操と道徳心を培う。
- ・ 全ての教育活動を通じた道徳教育を実践し、命の大切さを指導し、人権尊重の精神や思いやりの心、情報モラルなどを身に付けさせる。

(3) 体験活動の充実

- ・ 縦割り班活動「E-スマイル活動」や児童会のいじめ防止の取組をはじめとした体験活動を通して、他者と協力したり協調したりすることを学習させ、心の通う対人交流能力の素地を養う。

(4) 教育相談体制の整備

- ・ 「心のアンケート」などの定期的なアンケート調査を実施し、児童一人一人の理解に努める。
- ・ アンケート調査の結果分析と対応策を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ・ アンケート調査等で得られた情報に基づいて教育相談を行い、学級担任や教育相談担当教員、スクールカウンセラー等と関わる教育相談の場を設定し、教育相談活動の充実に努める。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・ 必要に応じて、児童のインターネット等に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育を行うなどして迅速に対応する。
- ・ インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童及びその保護者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

(6) いじめ防止のための研修の推進

- ・ 教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する資質向上のための研修を計画的に行う。学級内外のいじめを助長する言動に気付く資質能力の向上に努める。

(7) 学校相互間の連携・協力体制の整備

- ・ 中学校や幼稚園・保育所との連携・協力を密にし、情報交換・共有に努める。

5 いじめの早期発見のための取組

(1) 日常的な児童観察や児童とのコミュニケーション

授業や休み時間、放課後等に児童の様子を見守ったり、作文や日記などから交友関係や悩みを把握したりする。また、児童が悩みなどを相談しやすいよう、児童との信頼関係の構築に努める。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

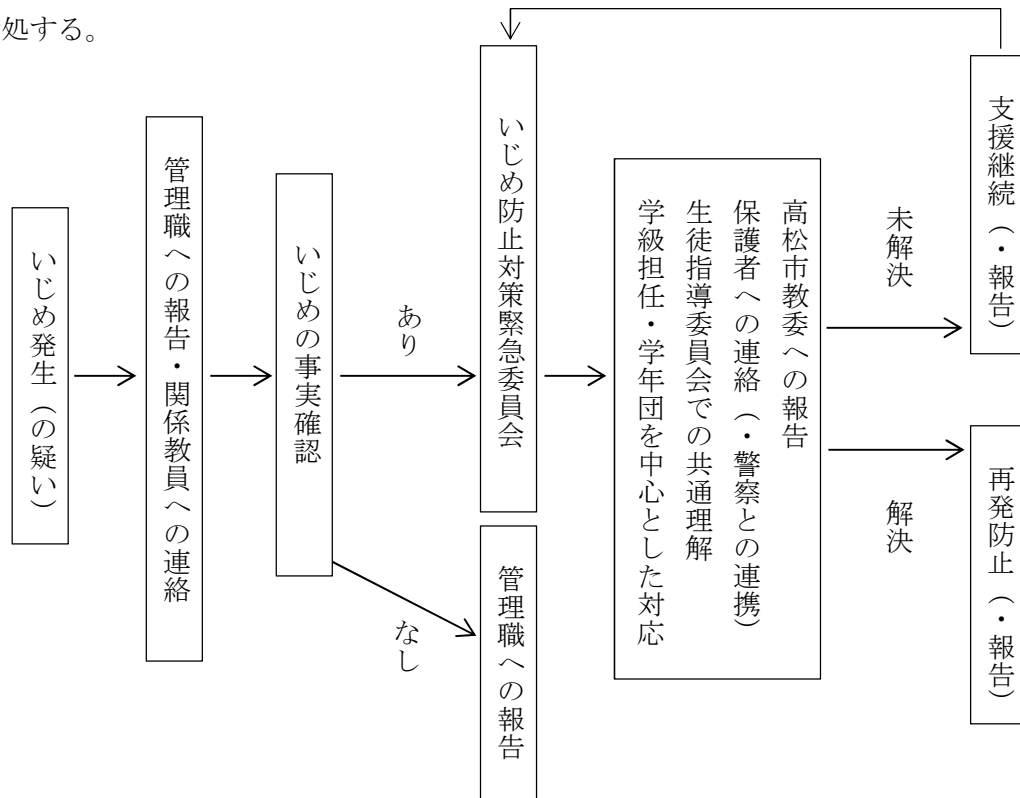
定期的に「心のアンケート」等を実施する。「心のアンケート」等をもとに、関係児童と直接話をして、思いをくみ取る。また、必要に応じて、スクールカウンセラーなど関係機関と連携しながら課題解決に臨む。

(3) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、地域、学校間の信頼関係を築き、円滑な連携を図る。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、高松市教育委員会、関係中学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

6 いじめに対する早期対応

- 児童や保護者から、いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。
- いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止対策緊急委員会」を設置し、対応を協議するとともに、「生徒指導委員会」を開いて全教職員で共通理解を図り、その経過・結果を高松市教育委員会に報告する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、高松市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。



いじめに対する具体的措置

(1) いじめを認知したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ いじめを認知した教職員は、一人で抱え込まず、直ちに管理職に報告する。また、関係教職員で情報を共有する。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認する。
- ・ いじめの事実を確認できた場合は、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報して、適切に援助を求める。また、高松市教育委員会に報告し、指導助言を得る。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行う。その際、必ず複数の教職員で対応し、その結果は、直ちに管理職に報告する。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折にふれて必要な支援を行う。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行う。その際、必ず複数の教職員で対応し、その結果は、直ちに管理職に報告する。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・ いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめを止めさせ、その再発防止に関する指導を行う。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。

(4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導などを通して、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを指導する。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする）」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。

7 重大事態への取組

(1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより児童が相当の期間（30日以上）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったとき

(2) 重大事態への対処

- ・ 重大事態と思われる案件が発生した場合、速やかに高松市教育委員会へ報告する。
- ・ 高松市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「いじめ防止対策緊急委員会」を設置するとともに、「生徒指導委員会」を開いて全教職員で共通理解を図る。
- ・ 「いじめ防止対策緊急委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・ 上記調査結果については、調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

